

新(R8. 10. 1 適用版)	現 行
2. 設計業務に関する<u>算定方法 1</u>【新築工事】（床面積に基づく算定方法） 2. 1 適用 この算定方法は、共通仕様書を適用し、建築物の新築工事の設計業務を委託する場合に適用する。 2. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定 （1）一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定 （ア）令和6年国土交通省告示第8号（以下「告示8号」という。）別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて（a）又は（b）に掲げる算定式により、別表1－1に掲げる係数を用いて算定する。 （a）第一号から第三号、第四号第1類、第四号第2類（床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合）、第五号、第六号（床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合）又は第七号から第十二号 $A = a \times S^b$ A：業務人・時間数 S：床面積の合計（㎡） （b）第四号第2類（床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合）又は第六号（床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合） $A = a \times S + b$ A：業務人・時間数 S：床面積の合計（㎡） （イ）告示8号別添二第十三号から第十五号に掲げる建築物については、建築物の類型に応じて、別表1－1－1～3に掲げる床面積に応じた業務人・時間数とする。なお、表に示す最小・最大の床面積の範囲内であって、床面積欄にない床面積の建築物の場合は、当該床面積の直前・直後の床面積に応じた業務人・時間数を参考に、直線補間により算定する。 （2）一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定 （ア）次式により算定する。ここで、「対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。 $\begin{aligned} & \text{（一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数）} \\ &= \text{（一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数）} \\ &\times \text{（1－（対象外業務率））} \end{aligned}$ （イ）対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表2－2にすることができるものとする。 （ウ）対象外業務率の考え方は第3章を参照。 （エ）設計意図伝達業務を独立して委託する場合の業務人・時間数の算定については、4.を参照。 （3）難易度係数による補正 建築物が告示8号別添三第3項から第5項の各表の（い）建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合においては、同表（ろ）設計の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、（い）建築物の欄に複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乗じることとする。（運用（参	2. 設計業務に関する<u>算定方法 1</u>【新築工事】（床面積に基づく算定方法） 2. 1 適用 この算定方法は、共通仕様書を適用し、建築物の新築工事の設計業務を委託する場合に適用する。 2. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定 （1）一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定 （ア）令和6年国土交通省告示第8号（以下「告示8号」という。）別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて（a）又は（b）に掲げる算定式により、別表1－1に掲げる係数を用いて算定する。 （a）第一号から第三号、第四号1類、第四号第2類（床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合）、第五号、第六号（床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合）又は第七号から第十二号 $A = a \times S^b$ A：業務人・時間数 S：床面積の合計（㎡） （b）第四号第2類（床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合）又は第六号（床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合） $A = a \times S + b$ A：業務人・時間数 S：床面積の合計（㎡） （イ）告示8号別添二第十三号から第十五号に掲げる建築物については、建築物の類型に応じて、別表1－1－1～3に掲げる床面積に応じた業務人・時間数とする。なお、表に示す最小・最大の床面積の範囲内であって、床面積欄にない床面積の建築物の場合は、当該床面積の直前・直後の床面積に応じた業務人・時間数を参考に、直線補間により算定する。 （2）一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定 （ア）次式により算定する。ここで、「対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。 $\begin{aligned} & \text{（一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数）} \\ &= \text{（一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数）} \\ &\times \text{（1－（対象外業務率））} \end{aligned}$ （イ）対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表2－2にすることができるものとする。 （ウ）対象外業務率の考え方は第3章を参照。 （エ）設計意図伝達業務を独立して委託する場合の業務人・時間数の算定については、4.を参照。 （3）難易度係数による補正 建築物が告示8号別添三第3項から第5項の各表の（い）建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合においては、同表（ろ）設計の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、（い）建築物の欄に複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乗じることとする。（運用（参

新 (R8. 10. 1 適用版)	現 行
考資料) 参照) (4) 複合建築物の算定方法 異なる 2 以上の用途に供する建築物で、告示 8 号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当する場合においては、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、別表 1－2 に掲げる係数（以下、「複合化係数」という。）を乗じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。	考資料) 参照) (4) 複合建築物の算定方法 異なる 2 以上の用途に供する建築物で、告示 8 号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当する場合においては、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、別表 1－4 に掲げる係数（以下、「複合化係数」という。）を乗じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。

新(R8. 10. 1 適用版)	現 行
(b) 第四号第2類（床面積の合計が 20,000 m²以上 30,000 m²以下の場合）又は第六号（床面積の合計が 20,000 m²以上 30,000 m²以下の場合） $A = a \times S + b$ A：業務人・時間数 S：床面積の合計（m²） また、「対象外業務率」とは、地方自治法に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合とする。 告示第8号別添二第十三号から第十五号に掲げる建築物については、建築物の類型に応じて、別表1－1－1～3に掲げる床面積に応じた業務人・時間数とする。なお、表に示す最小・最大の床面積の範囲内であって、床面積欄にない床面積の建築物の場合は、当該床面積の直前・直後の床面積に応じた業務人・時間数を参考に、直線補間により算定する。 (イ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。 (2) 難易度係数による補正 建築物が告示第8号別添三第4項及び第5項の各表の（い）建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合においては、同表（は）工事監理等の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。ただし、各表において、（い）建築物の欄に複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乘じることとする。 (3) 複合建築物の算定方法 異なる2以上の用途に供する建築物で、告示第8号別添二に掲げる建築物の類型のうち複数に該当する場合においては、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、別表1－2に掲げる複合化係数を乘じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。 5. 3 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定 一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容（工事種目、工種数等）、規模（対象面積・階数等）、施工条件（入居者の有無、作業時間の制約等）等の条件を勘案して算定する。 5. 4 追加業務に係る業務人・時間数の算定 業務内容の実情に応じて算定する。 なお、新築工事の工事監理業務において、完成図の確認を追加業務とする場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定することができるものとする。 $(\text{業務人・時間数}) = (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数}) \times 0.02$ ここで、工事監理業務に係る業務人・時間数は、一般業務に係る業務人・時間数とし、5. 2 (2) に定める難易度係数による補正は行わないものとする。	(b) 第四号第2類（床面積の合計が 20,000 m²以上 30,000 m²以下の場合）又は第六号（床面積の合計が 20,000 m²以上 30,000 m²以下の場合） $A = a \times S + b$ A：業務人・時間数 S：床面積の合計（m²） また、「対象外業務率」とは、地方自治法に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合とする。 告示第8号別添二第十三号から第十五号に掲げる建築物については、建築物の類型に応じて、別表1－1－1～3に掲げる床面積に応じた業務人・時間数とする。なお、表に示す最小・最大の床面積の範囲内であって、床面積欄にない床面積の建築物の場合は、当該床面積の直前・直後の床面積に応じた業務人・時間数を参考に、直線補間により算定する。 (イ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。 (2) 難易度係数による補正 建築物が告示第8号別添三第4項及び第5項の各表の（い）建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合においては、同表（は）工事監理等の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。ただし、各表において、（い）建築物の欄に複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乘じることとする。 (3) 複合建築物の算定方法 異なる2以上の用途に供する建築物で、告示第8号別添二に掲げる建築物の類型のうち複数に該当する場合においては、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、別表1－4に掲げる複合化係数を乘じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。 5. 3 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定 一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容（工事種目、工種数等）、規模（対象面積・階数等）、施工条件（入居者の有無、作業時間の制約等）等の条件を勘案して算定する。 5. 4 追加業務に係る業務人・時間数の算定 業務内容の実情に応じて算定する。 なお、新築工事の工事監理業務において、完成図の確認を追加業務とする場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定することができるものとする。 $(\text{業務人・時間数}) = (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数}) \times 0.02$ ここで、工事監理業務に係る業務人・時間数は、一般業務に係る業務人・時間数とし、5. 2 (2) に定める難易度係数による補正は行わないものとする。